

## 第 21 期第 5 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 9 日（金）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委 員 15 名  
県 水産振興課 2 名、鱒ヶ沢水産事務所 1 名、むつ水産事務所 1 名  
事務局 3 名



### 4 概 要

○議案の審議 2 件、報告事項 3 件

#### 【 議 案 】

(1) 西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より、日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[西部海区漁業調整委員会指](#)

[示第7号](#)を御覧願います。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

平成29年7月1日から同年12月31日まで

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の互選について

第5期(平成29年10月1日～平成33年9月30日)の委員について、角田順一会長が互選されました。

**【 報告事項 】**

(1) くらまぐろ型の数量管理に関する青森県計画(試行)の変更等について

県から第2管理期間(平成28年7月1日～平成29年6月30日)におけるくらまぐろ型の数量管理に関する青森県計画(試行)の定置漁業及び承認漁業(はえ縄・釣り)の漁獲上限の変更、第3管理期間(平成29年7月1日～平成30年6月30日)におけるくらまぐろ型TACに関する青森県計画(試行)についての報告がありました。

(2) 平成29年度西部海区いかつり漁業及び自家用釣餌用いかつり漁業の承認について

平成29年度西部海区いかつり漁業及び自家用釣餌用いかつり漁業の承認件数について、前年度を下回る旨、報告がありました。

(3) 平成29年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要等について

去る5月19日に東京都で開催された標記総会について、①平成28年度事業報告・収支決算書・剰余金処分案、②平成29年度事業計画案・収支予算案、③平成29年度全漁調連要望書案、④次期総会の開催地(宮崎県)が承認され、⑤第16期役員(会長は内田大分海区会長。松本青森県東部海区会長は理事。)が選出された旨、報告がありました。